ミニテイサービス (通所型サービスA)の 実施に係る説明会

平成31年1月高齢者福祉課

平成31年4月から

白井市では、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の新しい通所型サービス「**ミニデイサービス**(基準を緩和したサービス)」を開始します。

本日お伝えしたいこと

- 1 白井市の現状
- 2 総合事業の確認
- 3 総合事業通所介護(従前相当サービス)と ミニデイサービス(基準緩和サービス)の 概要と整理
- 4 総合事業通所介護における利用の判断基準
- 5 一般介護予防事業と楽トレ体操について (担当:高齢者支援班)

1 白井市の現状

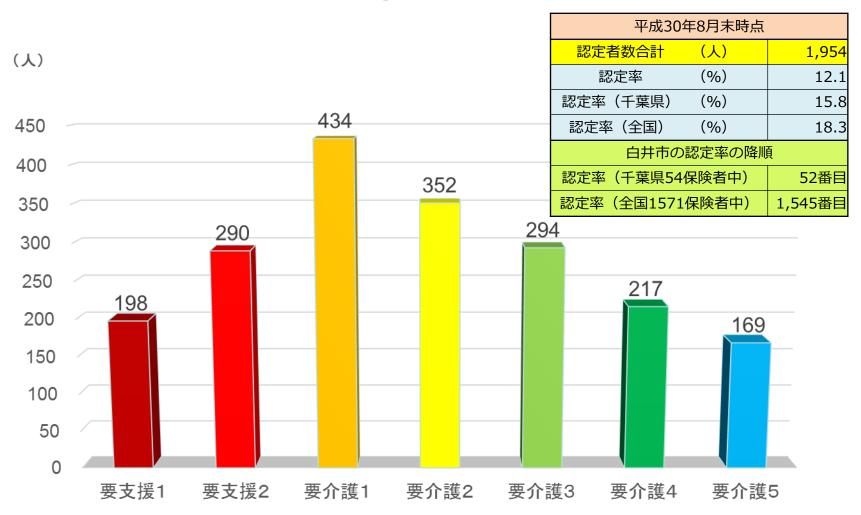
平成30年11月末時点の白井市の現状

総人口 : 63,679 人 65歳以上人口 : 16,210 人 高齢化率 : 25.5 % 要介護・要支援認定者数 : 2,055人

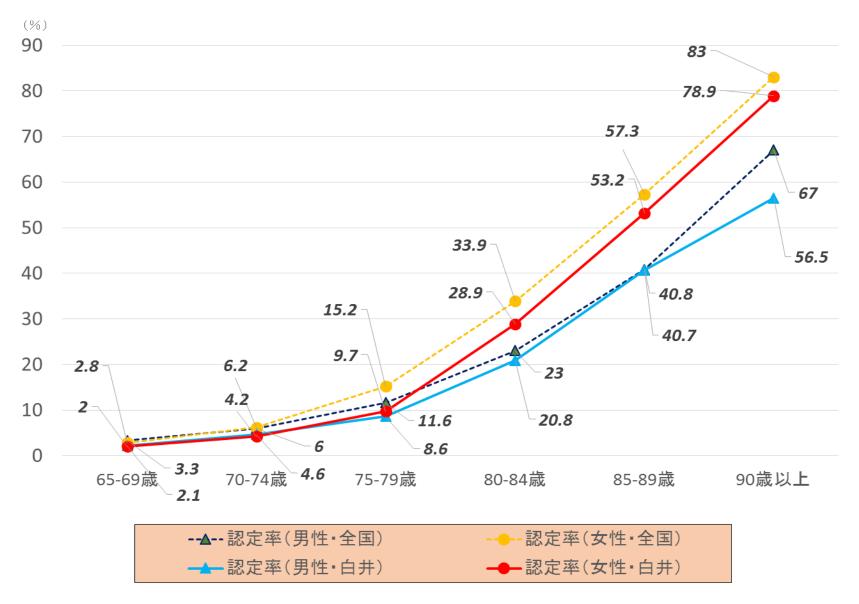
総合事業対象者数 :

5

白井市の要介護・要支援認定者数 (平成30年8月末時点)



年齢階級別認定率の全国と白井市の比較



第1号保険料の分布(平成30~32年度)

保険料基準額の分布状況

保険料基準額 保険者数 2501円以上 ~ 3000円以下 1(0.1%) 3001円以上 ~ 3500円以下 2(0.1%) 6(0.4%) 3501円以上 ~ 4000円以下 4001円以上 ~ 4500円以下 34(2.2%) 4501円以上 ~ 5000円以下 183 (11.6%) 5001円以上 ~ 5500円以下 344 (21.9%) 5501円以上 ~ 6000円以下 475 (30.2%) 6001円以上 ~ 6500円以下 331(21.1%) 6501円以上 ~ 7000円以下 148 (9.4%) 7001円以上 ~ 7500円以下 25(1.6%) 7501円以上 ~ 8000円以下 13(0.8%) 8001円以上 ~ 8.500円以下 6(0.4%) 8.501円以上~ 9.000円以下 2(0.1%) 9,001円以上 1(0.1%) 合計 1571 (100.0%)

保険料基準額高額保険者

保険	者名	第7期基準額(月額)		
福島県	葛尾村	9,800		
福島県	双葉町	8,976		
東京都	青ヶ島村	8,700		
福島県	大熊町	8,500		
秋田県	五城目町	8,400		
福島県	浪江町	0,400		
青森県	東北町	8,380		
福島県	飯舘村	8,297		
岩手県	西和賀町	8,100		
福島県	三島町	8.000		
福島県	川内村	0,000		

保険料基準額低額保険者

保険	者名	第7期基準額(月額)		
北海道	音威子府村	3,000		
群馬県	草津町	3,300		
東京都	小笠原村	3,374		
北海道	興部町	3,800		
宮城県	大河原町	2.000		
千葉県	酒々井町	3,900		
北海道	奥尻町			
北海道	中 札内 村	4,000		
埼玉県	鳩山町			
愛知県	みよし市	4,040		
		29		

参考:白井市の介護保険料基準額 第6期 4,6

第6期 4,600円 第7期4600円

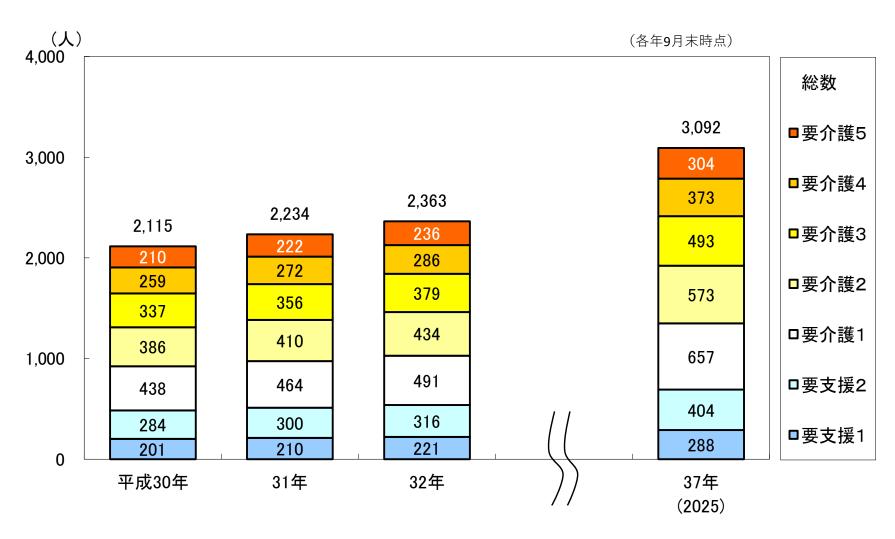
2 総合事業の確認

総合事業の主な目的

○効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や重症化予防の推進。

○高齢者が地域で社会参加できる機会を増やすことで、高齢者の介護予防に繋げ、また、元気高齢者が地域の支援の必要な高齢者の支え手となる。

白井市の今後の要介護(要支援)認定者数の見込み



総合事業費と介護(予防)給付費の財源の違い

介護保険 の財源



サービスの利用実績に応じて、 国・県・市及び被保険者の保険料 により負担する。

総合事業 の財源



財源構成は変わらないが、年度ごとの上限額が設定されており、上限を超えて利用されたサービスに係る費用は、市が全額負担する。

3 総合事業通所介護 (従前相当サービス) とミニデイサービス (基準緩和サービス) の概要と整理

ミニデイサービス創設の目的

- ①高齢者増及び要介護者増並びに支え手不足を 想定し、指定通所介護事業所及び地域密着型通 所介護事業所においては、より介護の必要な方 の利用を優先できる体制を作る。
- ②軽度者のうち、専門職の関与を必要としない利用目的(閉じこもり予防・軽運動など)の方が利用できるサービスにより、介護予防に積極的に取り組むサービス提供を行う。
- ③総合事業通所介護(従前相当)と一般介護予防事業等との中間的な役割を担うものとし、改善が図れた場合は、一般介護予防事業や地域での活動等につなげていく。

通所型サービスの位置づけ

• 総合事業通所介護 (従前相当サービス)

日常生活上の支援及び生活機能の改善、向上を目指していくサービス

・ミニデイサービス(基準緩和サービス)

外出や交流、運動などを主目的とした サービス

※状況などを踏まえながら、多様なサービスの利用を推進していきます。

総合事業通所介護

提供する サービス	日常生活上の支援 生活機能向上に向けた機能訓練			
報酬単価			1回あたり単価	月当たり上限
※1単位 =10.27	要支援1・ 事業対象者	週1回	378単位 (1~4回)	1,647 単位 (5回以上)
円	要支援 2	週1~2回	389単位 (1~8回)	3,377 単位 (9回以上)
	【6か月を超	えて利用する	場合】	
	要支援1・ 事業対象者	週1回	302単位 (1~4回)	1,318 単位 (5回以上)
	要支援 2	週1~2回	311単位 (1~8回)	2,702 単位 (9回以上)
	※各事業所の	体制などによ	り加算・減算あり	

ミニデイサービス

提供するサービス	,	外出・交流、軽い運動などの主目的としたサービス ・1回2時間以上のサービス ・送迎あり、入浴なし ・食事提供は基本的にはなし			
		【2時間以上4時間未満】			
報酬単価				1回あたり単価	月当たり上限
※1単位 =10.27		要支援 1 · 事業対象者	週1回	265単位 (1~4回)	1,153 単位 (5回以上)
円		要支援 2	週1~2回	272単位 (1~8回)	2,364 単位 (9回以上)
		【4時間以上】			
		要支援1・ 事業対象者	週1回	284単位 (1~4回)	1,235 単位 (5回以上)
		要支援 2	週1~2回	292単位 (1~8回)	2,533 単位 (9回以上)
		※ケアマネジメント・・・介護予防支援・ケアマネジメントA			

4総合事業通所介護における利用の判断基準

総合事業通所介護(従前相当)利用の 判断基準/利用要件

下記の①~③のいずれかに該当すること(③の場合は④⑤に該当することが必要)

判断基準	留意事項
①入浴などの身体介護が必要な方	提供しているかではなく、 介護の必要性で判断する。
②退院直後で状態が変化しやすいなど、 専門的なサービスが特に必要な方	
③集中的に生活機能向上のトレーニン グを行うことで、改善が見込まれる方	下記の2項目に該当する ことが必要

④短期の介入によって生活機能改善が見込める ケース
⑤生活機能向上に向けた意思が明確であるケース
※生活機能・・・ADL、IADL

原則として、<u>総合事業通所介護</u>の利用は<u>最長で6ヶ月</u>とし、<u>その後はミニデイサービスへの移行</u>を基本とします。

<u>6か月を超えて継続利用を希望</u>する場合は、 本来の80%の単位数での利用を可能とします。

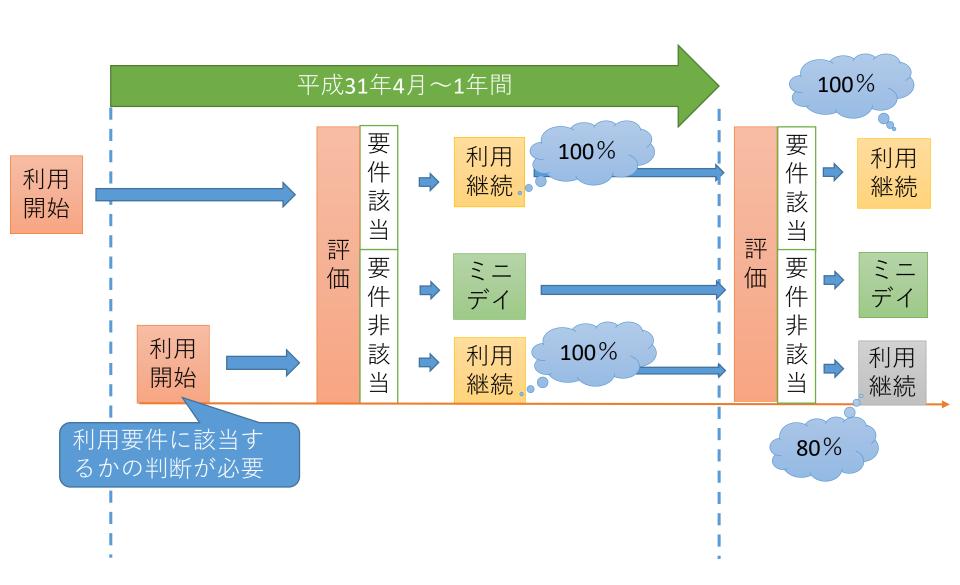
ただし、1クール終了時の評価、再アセスメントにより<u>判断基準に該当する場合</u>は、引き続き、身体介護又は短期的な目標設定及び評価が必要であることを勘案し、<u>100%の単位数</u>を算定することとします。

※経過措置

平成31年度中については80%の単位の算定は行いません。

平成32年4月1日以降の評価・再アセスメントのタイミングで利用要件に該当となるかを判断し、該当しないが、利用継続を希望する場合には、新プランから80%を算定することとなります。

評価及び判断基準のイメージ



通所型サービスのイメージ

適切な評価の上で、基準に該当すれば 総合事業通所介護を継続

総合事業通所 介護(従前相 当)

ミニデイサービスへ移行する

通所型サービス等の利用が 必要 ミニデイサービスに移行しない

ミニデイサービス

地域に集まりがない、送迎がないと参 加できない場合はミニデイサービスを 継続

楽トレ・介護 予防事業・サ ロンなど ボランティア活動、地域の集まりの支援等社会参加

楽トレ・介護予防事業・サロンなど